

1 小和田公民館運営審議会は、茅ヶ崎市の附属機関の一つです。

法律又は条例の定めるところにより設置される自治紛争委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関（地方自治法第138条の4第3項）

- 附属機関は、市民や有識者等の意見を市政に反映させる仕組みとして設置する合議制の機関です。
- 附属機関は、市長等の諮問に対し、委員同士の自由な意見交換など必要な審議を行い答申することを、職務とします。したがって、本市の意思を決定し執行するものではありません。
- 小和田公民館運営審議会は、茅ヶ崎市の附属機関の一つです。社会教育法第29条の2に基づき館長の諮問に対しての、審議、答申をお願いしています。

2 小和田公民館運営審議会の概要

社会教育法に基づき、茅ヶ崎市公民館条例で設置し、茅ヶ崎市公民館条例施行規則で、運営について規定しています。

館長が最終的な意思決定を行うまでの間に、多角的な視点からの意見を取り入れることで、よりよい政策立案につながることを期待されます。

(1) 概要

- ① 設置目的 所掌事務 公民館運営審議会は館長の求めに応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。（社会教育法第29条）
- ② 委員数 7名以内（茅ヶ崎市公民館条例）
- ③ 任期 2年（茅ヶ崎市公民館条例）
- ④ 報酬額 会議1回あたり10,000円
上記の報酬から所得税を源泉徴収した額をお振込みによりお支払いします（勤務先のご事情等で報酬の辞退を希望される場合は、事務局へご相談ください）。また、報酬とは別に、市外にお住まいの方が公共交通機関を利用された場合は、条例等に基づき交通費をお支払いします。
- ⑤ 事務局（小和田公民館）

(2) 運営

- 審議に必要な資料等は事務局で用意します。
- 市民との情報共有を図るため、原則として会議は公開し、市ホームページ等で会議結果を公表しています（議事録には発言者の名前が掲載されます）。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/index.html>



3 委員の身分

非常勤特別職（地方公務員法第3条第3項第2号）の公務員となります。より良い政策決定を行うため、委員の皆様の幅広い知見と経験から活発な議論をお願いします。

- 委員名簿に登録され、氏名、所属団体の名称等が公表されます。
- 会議への代理出席は認められません。
- 委員は推薦団体を代表しての見解をお話いただくのではなく、それぞれの経験や知見をもとに積極的に意見を交換し、議論を深めていただくようお願いします。
- 委員は、所属されている団体へのフィードバック等の情報共有をお願いします。
- 個人情報の保護に関する法律が適用されますので、職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは禁じられています。その職を退いた後も、同様です。

4 茅ヶ崎市総合計画、教育基本計画等との関係

公民館の運営は、市の総合計画及び教育基本計画と整合を図って行う必要があります。

